

「グローバル・シティズンシップ」の射程

佐々木 寛*

目 次

- 序 論 なぜ「グローバル・シティズンシップ」を語るのか？
1. リベラリズムの遺産 D. ヘルドの理論がもつ意味
 2. 課題としての「コミュニティ」 文化とアイデンティティをめぐる問題
 3. 「市民的（公民的）コスモポリタニズム」 「市民性」概念の再構成
 4. 政治的实践としての「グローバル・シティズンシップ」
- 結 語 「文明」としての「グローバル・シティズンシップ」

「……連帯（solidarity）は同情や哀れみとは別のものである。人々が『弱い人々に引き寄せられる』のは哀れみからであるが、彼らが抑圧され搾取されている人たちと同じ利害を持った共同社会を慎重に、そしていわずば情熱抜きでつくるのは、連帯からである」（Arendt, 1963=1995, p. 132.）

序 論 なぜ「グローバル・シティズンシップ」を語るのか？

「シティズンシップ」概念をめぐる世界的な議論がここ10年から20年にかけて活況を呈してきた理由は、いくつかある。第一に、冷戦が終結し、世界秩序が多極化・流動化する中で、政治的主体とそれが果たす役割とのそれまでの固定的な関係が揺らぎ、政治的枠組みの「構成（constitution）」そのものが問題となる「憲法政治（constitutional politics）」の文脈が再び現われたことが挙げられる（Gunsteren, 1998）。

しかし、どのような「市民」が、どのような権利と義務の下に、どのコ

* ささき・ひろし 新潟国際情報大学情報文化学部教授

コミュニティに帰属すると考えるのが望ましいのかという政治共同体の構成をめぐる基本問題は、特にヨーロッパでは冷戦終結のずっと以前より存在した(宮島, 2004)。「シティズンシップ」概念の再検討が要請される背景は、近年の国際秩序の変動に加え、より深く「第二の近代化」としてのグローバル化が、近代国家および近代国家間システムそのものに根源から転換を迫っており、世界は徐々に「コスモポリタン政治」の文脈へと地殻変動を起こしているという観点からも説明できるかもしれない(Beck, 2008)。その意味で、「シティズンシップ」概念の再検討とは、自ずと、近代国家やナショナリズムなどのこれまでの近代的な政治枠組み自体の再検討と直結することになる。

たとえば、「シティズンシップ」概念の歴史と現代的位相を俯瞰した著書の中で、キース・フォルクス(Keith Faulks)は、まさにこの「ポストモダン・シティズンシップ」という観点から、この概念の未来を、人権概念が重視される越境的シティズンシップとして思い描いている。

「シティズンシップは、権利、責任、政治参加という、その構成要素が人間的なガバナンスにとって本質的であるがゆえに、ますますグローバルかつポストモダンの時代に前途有望な概念である。しかし、シティズンシップのこの解放的な潜在性は、近代性がつくりあげてきた、シティズンシップと国家や市場のような排他的な概念とをつなぐ連結を断ち切ることによってしか実現されえないということを、われわれは認識しなければならない」(Faulks, 2000, pp. 170-171)。

また、フォルクス同様、「シティズンシップ」概念の包括的な再検討を試みたデレック・ヒーター(Derek Heater)も、この問題をより慎重に整理しつつ、今日の「シティズンシップ」概念が問われているのは、まさに現代の新たな社会条件に適應するその順応性に他ならないと指摘している。

「端的にいえば、今日の市民権概念は、古典的市民権概念が予定していた内容と適用範囲をはるかに越えて広がってしまったために、現在の市民権

を支える観念，その発展動向と実践課程の変化に合わせて古典的市民権概念を再編しようと努力が続けられているのである。よって，今日の市民権の欠点，不一致，非一貫性を批判することは，実は市民権の特筆すべき順応性がもはや限界に達したかどうかを考慮せよということの意味しているのである。」（Heater, 1999=2002, p. 261.）

このように，「シティズンシップ」概念の再検討を試みる議論の多くは，この概念がグローバルな新たな次元の諸問題に何らかの形で応答し，順応しなければならなくなっているという指摘において共通している。

また，このようないわば「コスモポリタン政治」へ向けた要請は，単に「市民」の自由や権利，あるいは統治をめぐる狭義の政治問題に発するものにとどまらない。「9・11」以後のイラク戦争やアフガニスタン戦争などのグローバルな戦争の実態や，それに付随して発生した国際規範や平和のあり方をめぐる原理的な諸問題，また，カジノ化した国際金融市場や政府の財政危機などのグローバルな資本主義がもたらす諸問題や，環境破壊や気候変動問題に代表される地球環境問題など，このような切迫した「グローバルなリスク」の存在が自覚されることによって，コスモポリタニズムは，それに十分対応することができない既存の国家中心システムに代わる適切な対応策として検討され，擁護されている（Held, 1995=2002, 2010, Carter, 2001）。

たとえば，「グローバルな市民社会」概念を積極的に提起するメアリー・カルドー（Mary Kaldor）は，特に「9・11同時多発テロ」以後の世界において，グローバル化した戦争や暴力が私たちの政治空間の「外部」で発生するとは限らず，まさに内部化しているという現実から，この暴力に対処するための新しい「関与の拠点」として市民社会概念が再生する可能性を構想している（Kaldor, 2003=2007）。このように，現代のグローバル化が進む条件下で，山積する地球的な問題群を前提にしつつ，「市民」の参加や責任，権利や帰属の条件を問うことは，自ずと既存の境界線を横断し，多層化した「シティズンシップ」概念，すなわち，「グ

ローバル・シティズンシップ」,あるいは「コスモポリタン・シティズンシップ」の概念を問うことにつながるだろう¹⁾。

ただここで,このような新しい「シティズンシップ」概念の是非を問う前に,もうひとつの根源的な問いについて検討しておく必要がある。それは,この論稿が書かれている今日の日本社会の文脈で,このような越境的「シティズンシップ」概念を問う意味に関連している。そもそも,「国民」とは異なる「市民」としての政治的主体が十分に確立しているとは言えない日本社会において,新たに「グローバルなシティズンシップ」を(日本語で)議論することにはどれだけの意味があるのだろうか。欧米発のカタカナ用語を,再び,歴史的・文化的背景を脱色して輸入しても,そのことばにはどれほどの実践的・社会的な意味があるのか。課題はむしろ,現在の極端な大衆社会化の弊害を乗り越えるべく,日本国内において活発で自律的な「市民」や「国民」をいかに作りだすかという,依然として近代的な課題ではないのか。

また,そもそも,「シティズンシップ」概念を共通のアイデンティティや言語が存在しない空間で成立させることは不可能でもある(Kimlicka, 1995=1998, Miller, 2000)。「シティズンシップ」概念は本来,「市民」の権利という意味に加え,その義務や責任,資質までを包含する二重性をもつ概念である。「市民」が何よりも,単に権利の主体ではなく,政治的共同社会をつくりあげるための資質と責任とを備えるべきものであるとすれば,確固たる(ナショナルな)政治的共同社会の輪郭は不可欠ではないのか。むしろ,歴史的にも,「国民」や「愛国」は,デモクラシーや自律的な「市民」の前提を提供してきたのではないか。したがって,日本において「シティズンシップ」の議論を展開する第一の意味は,あるいは「国を開く」という意味ではなく,いかに現代にあって「市民=国民」としての義務や美德を涵養するのかという,いわば「市民性」の問題を考えることにあるのではないか。

しかし,本論では,まさに日本語で「グローバル・シティズンシップ」

が語られることの意味を積極的に位置づけたい。確かに、日本社会の現状は、むしろナショナルな政治の復興とでも言えるような現象が顕著である。そしてそれは日本だけに限った現象ではない。だが、そのような今や世界的に見られる新しいナショナリズムへの欲求は、実は急速に拡大するグローバル化に対する反作用として生じたものであり、「自己利益の不安」が生起させる、防御的かつ内向的、そして時に排外的な感情にもとづくものでもあるということは、すでに多くの論者が指摘するところである（Barber, 1995=1997, Delanty, 2003=2006, 佐々木, 2003, Bauman, 2004=2007）。

本論が前提とするのは、これまでエスニシティと国籍とを同一視してきた日本社会の中では、「シティズンシップ」概念をより越境的な次元で理解し、実践することこそが、このような病理としてのナショナリズムの弊害を克服し、むしろ停滞する国内の市民社会やデモクラシーの活力、すなわち政治の力を再生させる契機になるのではないか、という主張である。単に「シティズンシップ」概念の再検討にとどまらず、その延長線上にある「グローバル・シティズンシップ」の概念を検討する理由は、まさに後者が前者を補足・強化する可能性が存在するためである。「グローバル・シティズンシップ」へと向かうことが、このように既存のナショナルなデモクラシーをも活性化させ、より善き社会の実現のために多少でも貢献できるとするならば、それは今後どのように理解され、構想されるべきなのだろうか。

1. リベラリズムの遺産 D. ヘルドの理論がもつ意味

かつてヒーターが整理したように、歴史上の「シティズンシップ」概念は、大きく、市民共和主義的伝統と^{リベラリズム}自由主義的伝統とに分類できる（Heater, 1996, 1999=2002）。前者は、市民の義務や徳性を重視し、後者は市民の権利を重視する。前者は古代ギリシア・ローマに起源があるため、

非常に長い伝統をもつが、過去2世紀の間(そして現在でも)支配的であったのは、言うまでもなく後者の方である。先に述べたように、「シティズンシップ」概念が、大きく二重の意味を帯びる事実はここに起因する。

後者の^{リベラリズム}自由主義的理解では、「市民」は「市民権」の主体として位置づけられるが、この意味における「市民権」概念については、トーマス H. マーシャル(Thomas H. Marshall)の定式(1950年)がもっとも有名である。マーシャルは、市民的諸権利を、市民的、政治的、社会的という三つの要素に分け、それらを順に歴史的な進化過程として描き出し、特にイギリスの救貧法や工場法、公教育の発達などの歴史に根ざし、平等化を促進してきた三つ目の社会的市民権の重要性を示した(Marshall=Bottomore, 1992=1993)²⁾。ここで「シティズンシップ」は、いわば「市民(ブルジョワジー)」が、国家「から」の自由と、国家「への」自由、さらには、その自由の社会的条件を保障される権利として定義される。

このマーシャルの議論を今再び振り返ると、近代の^{リベラリズム}自由主義的「シティズンシップ」概念が、近代国民国家と近代資本主義とが相互に支え合いつつ、お互いを発展させてきた歴史的過程の生成物であったことがわかる。デヴィッド・ヘルド(David Held)は、この「シティズンシップ」概念を近代国民国家が生成する歴史過程と結びつけつつ、以下のように要約する。

「シティズンシップと民主主義を求める闘争を導いてきたのは、個人や集団の選択を恣意的に行わせないとともに、強制することもしないような政治秩序をつくり上げようとする期待であった。この種の政治秩序を獲得しようとする闘争は、いいかえれば自律性の地位を賦与される人々の人数の増加を求める動きであるともいえよう。つまりそれは、私が『自律の原則』と呼んでいるものの実現を図ろうとする運動なのである。この自律の原則とは、『平等な自律性』があらゆる市民にとって必要不可欠な要件であることを承認する原理にほかならない。民主主義において国民の利益が平等に保護されるべきだとすれば、彼ら国民は重要な政治制度や権力の場

にみずから縦横に参加できるだけの平等な資格を要求するであろう」
（Held, 1995=2002, p. 86）

しかし、このような古典的な自由主義^{リベラリズム}にもとづく「シティズンシップ」概念は、その後、主として福祉国家批判の文脈で、単にマルクス主義者たちからだけでなく、特にネオ・リベラリズムの立場からも批判を受けるようになる。そして近年、「シティズンシップ」をめぐる議論は、権利の平等という正義論から、納税、勤労、兵役といった市民的義務や徳性に関する議論へと移行するようになった（田村，2007，亀山，2009）。これを言い換えれば、「市民」は、生まれながらの権利の主体としてというよりも、逆に、政治的共同社会、特に国家にいかにも迷惑をかけず（タダ乗りせず）に義務を果たすことができるのか、という観点から評価されるようになったとも言える。特に市場のもつ力を強調するネオ・リベラリズムの「シティズンシップ」概念では、「市民」は政治的・集団的存在であることをやめ、いわば単に個々の消費者として位置づけられるが（Nozick, 1974=1992, Hayek, 1976=1992）、実際にそれによってもたらされたのは、国家権力の極小化ではなく、むしろ社会に対する国家権力の強化であった。こうなると、市民の「権利」「義務（責任）」「帰属」「参加」「アイデンティティ」などの複合的内容を本来含むはずの「シティズンシップ」概念が、極限までその豊かな含意を剥奪され、存在理由すら失うことになる。

これに対して、「シティズンシップ」概念のリベラルな伝統から出発し、その従来の限界を克服すべく、「グローバル・シティズンシップ」へ向けた理論的枠組みを提示しようとするのが、D. ヘルドである。ヘルドは、市場に政治を解消する F. A. ハイエクや R. ノージックをくり返し批判しつつ³⁾、自由主義^{リベラリズム}が本来もっている基本的諸権利の重視とその平等な賦与とという特長をグローバルな政治空間に適用し、グローバルなレベルにおけるデモクラシーの可能性を追求しつつづけている。彼は、世界の中で「平等な自律性」を享受できない人々が存在する状態、すなわち「非自律性

(nautonomy)」が存在する限り、グローバルなレベルでのデモクラシーの存立条件は成立しないという理論的立場から、現在の国際法から一歩進んだ「コスモポリタンな民主主義法」の確立を提起し、グローバルな政治参加を可能にするための法的・制度的な条件を具体的に考察している(Held, 1995=2002)。したがって、ここにおける「市民権」は、以下のように、国境を横断し、地方レベルからグローバルなレベルに至るあらゆる政治レベルで実現されるべきものとして位置づけられる。

「シティズンシップといえは、あるコミュニティの成員資格を指し、特定の権利と義務を有する人々に与えられるものと理解されてきたが、今や、世界秩序の新しい原理という意味に変わっている。つまり、領域を横断する決定作成によって死活的なニーズと利益が左右されるものである限り、だれであれ、これに対する権利と義務を保持するという原理である」(Held, 2004=2005, p. 153.)

「コスモポリタン・シティズンシップは、すべての人類の基本的な諸権利と義務に基づき、一人一人の、そしてすべての人類の自律性を支持し、人間の事象のすべてのレベルにおいて、その自治の能力を認める」(Held, 2010, p. 179.)

また彼は、グローバルなデモクラシーの成立条件として、権力が作用する、身体、福祉、文化、市民的結社、経済、強制関係と組織的暴力、法的政治的規制制度などの、国家のみに還元されないこれらすべての政治空間(「権力の場」)において、政治主体のエンパワーメントと権利の実現が達成されることを挙げた。ここから、彼の理論における「グローバルな市民権」とは、実はこれまでの「人権」概念とほぼ同義であるようにも見えるが、彼自身強調するように、それがあくまで政治参加を起点にするという意味で、単に「人権」にとどまらない新たな権利的範疇であるともいえる。このように、彼の「コスモポリタン・デモクラシー」論は、いわばグローバルな正義論として展開されるが、それは「グローバル・シティズンシッ

プ」概念を理論的に構築する上で避けて通れない道筋であるといえる。

しかしここから次の課題も浮上する。それは、いったい誰（何）が、どのように、いかなる権威や正当性にもとづいてそのような新たな権利や制度を形成するのかという、すぐれて政治的实践にかかわる問題である。

2．課題としての「コミュニティ」

文化とアイデンティティをめぐる問題

この問題は、換言すれば、政治権力の具体的な運用をめぐる問題であるといえるが、ヘルドは、歴史的継続性としての、あるいは権力集約体としての国民国家の自律的な役割をけっして軽視していない。しかし、「コスモポリタン・デモクラシー」の理論構築の過程で、理論的関心を新たな規範的秩序構想に集中させたため、権力の動的作動空間の把握が置き去りになり、何よりもそのための「移行理論」が欠落したままである（佐々木，1998）。

その意味で、シャンタル・ムフ（Chantal Mouffe）も批判するように、実際には、そのような規範的な法がグローバルに適用されるプロセスそのものに重要な落とし穴が潜んでいるといえるかもしれない⁴⁾。

「コスモポリタン・シティズンシップでは、自分たちの自由主義的権利が侵害される場合に、それを擁護するためにトランスナショナルな法廷に訴えるのがせいぜいである。おそらくそうしたコスモポリタン民主主義は、もしそれが実現したとしても、民主主義的形態における統治の現実的な消滅を偽装し、自由主義的な形態における統治の合理性の勝利を指し示す空虚な名前以上のものにはならないだろう」（Mouffe, 2000=2006, p. 67.）

また、世界中の潜在的な「市民」が、権利を認められ、保護される対象であることにおける権力性（あるいは暴力性）の問題についても常に自覚的である必要がある（Agamben, 1996=1999, Brown, 2006=2010）⁵⁾。

したがって、イアン・シャピーロ (Ian Shapiro) も指摘するように、権力があらかじめ偏在している世界において、「実現することの不可能な民主主義」を実現しようとする場合、「熟議が乱用される可能性」がある以上、デモクラシーは合意を目指すというより、「支配の制限としての民主主義」という、むしろごく控え目な意味で定式化されるべきなのかもしれない。

「このような世界においては、まずグローバルな秩序の発展を要求し、その後その秩序を民主化するということよりも、一つ一つ決定を積み重ねて民主化の方向へ向かうことのほうが賢明であるように思える」(Shapiro, 2003=2010, p. 82.)

それゆえ、ここで問題となるのは、「グローバル・シティズンシップ」の形式要件を実現する政治的プロセスにおいて、そのための具体的な政治的権威の源はどこにあるのか、という問題である。しかし、ヘルドは一貫して、秩序形成の前提として「文化的統合」の要素を意識的に排除しようとしている。彼の議論では、アイデンティティや文化の問題は、彼が提示する政治的枠組みの下位に位置づけられるが、それは、彼があくまで公権力の「没人格性」を擁護するリベラリズムの伝統を重視しているからである。その意味で、彼の以下の主張には十分な説得力がある⁶⁾。

「現代世界において、民主主義が訴える力をもつのは、『総括的』あるいは『メタ政治的』な物語としてである。なぜならば、民主主義は善をめぐる相争う『複数の物語』をまとめあげ、確定する正当な手段を提供するからである」(Held, 1995=2002, p. 282.)

しかし、「シティズンシップ」概念が、そもそも国籍のような帰属問題や権利付与の問題に加え、アイデンティティや市民性、市民的資質などの市民共和主義的伝統に発する問題も含んだ概念である以上、現代で「グローバル・シティズンシップ」を考える意味は、単に法的・制度的諸条件

を考えることを越えて、ポストナショナルな公共圏の文化的基盤やアイデンティティの基礎について考えることにこそあるといえるだろう。ジェラード・デランティ（Gerard Delanty）は、ヘルドに代表されるリベラルなコスモポリタニズムがもつ理論の問題について以下のように述べている。

「わたしは次の三つの立場を否定するものではない。その三つというのは、ハーバースの憲法パトリオティズムと文化的コスモポリタニズム、コスモポリタンな民主主義と法である。けれども、われわれのコスモポリタニズムの構想に批判的な次元をひとつ追加したい。これまで論じてきたのは以下のことである。憲法パトリオティズムとコスモポリタンな民主主義法のどちらの立場も、コスモポリタニズムの文化的基礎を無視している」（Delanty, 2000=2004, p. 278.）

そして、「コスモポリタン・シティズンシップ」概念が、まさに来るべき「コミュニティ」のあり方、つまり「社会構成的文化」（キムリッカ）の問題を考えなければならない理由を以下のように述べた。

「コスモポリタニズムがコミュニティの観念をはっきり説明することができなければ、連帯、献身、そしてコミュニティを破壊してきたネオリベラルな世界からますます利益を得ているナショナリズムに対して挑戦することはできない」（Delanty, 2000=2004, p. 269.）

越境的な「グローバル・シティズンシップ」の構想が闘わなければならない相手は、グローバリズムやネオリベリズム、そしてそれがもたらした政治の衰退やグローバルな不正だけではない。まさにこのグローバル化の中で形を変えて復興しつつあるナショナリズムもまた、われわれが取り組むべき最重要の課題なのである。「市民社会」や「コミュニティ」概念を放棄せずに、ラジカルでグローバルな市民権＝市民性概念をいかに構想できるのか。デランティはその唯一の解答を、「コミュニティ」の多元的世界を前提とした、多層的な「シティズンシップ」のあり方、すなわち

「市民的(公民的)コスモポリタニズム(civic cosmopolitanism)」の概念に求めた⁷⁾。

3. 「市民的(公民的)コスモポリタニズム」

「市民性」概念の再構成

デランティの「市民的(公民的)コスモポリタニズム」概念は、いわば「コスモス」(コスモポリタニズム)と「ポリス」(政治的共同性)の和解を目指す。彼にとっては、コミュニティとグローバル化のあいだに折り合いをつけることこそが、コスモポリタニズムの使命である。この立場は、いわばネオ・リベラリズム(グローバルなりパタリアン)とナショナリズム(保守的なコミュニタリアン)との両者の限界を克服する唯一の途である。したがって、一方で、単なる「法的なコスモポリタニズム」を越えて、そこには「文化的コスモポリタニズム」の要素が導入され、他方で、文化やアイデンティティをめぐる問題は、政治(統治)の論理から再検討される必要が生じてくる。

まず、彼によれば、「文化的コスモポリタニズム」は、今や主として、移民、ディアスポラ、難民、国内避難民などの国境を横断して移動する人々が形成する脱領土化されたトランスナショナルなコミュニティや文化に見ることができる。もちろん、実際のグローバル化の過程で世界を股にかけ、もっとも支配的にふるまっているのは、多国籍企業のビジネスマンや、種々のテクノクラート、専門家や観光客などの、いわばグローバルなエリートたちであるといえるかもしれない(Lasch, 1995=1997)。しかし、今日「コスモポリタン」な人々とは、むしろ自分から選ぶことなく、政治的経済的な理由から必要に迫られて故郷を後にした根無し草の人々である。彼らは通常、コミュニティに愛着をもたないエリートたちとはまったく逆に、これを渴望する人々でもある。

そもそも現代では、国籍とシティズンシップのズレがどんどんと拡大し

ており、その結果グローバル化によって起こっているのは、実は国民の終焉でもなければ、国家の終焉でもなく、まさに国民国家の終焉にほかならない⁸⁾。出自は「市民」の政治生活を条件づける上で次第に優先的な要素であることをやめ、むしろどこに居住し、実際の生活を営んでいるのか、ということこそが重要な意味をもつようになる。特にヨーロッパでは、そもそも歴史的にも、母国ではない国での移動、通商、住居に関する普遍的な権利は長く認められてきたが、現在もEUのシティズンシップを考える上で、帰化を前提としない、いわゆる「デニズン（denizen：永住市民）」の地位は、法的にも社会的にも一定程度保障されるようになった⁹⁾。ヨーロッパは、一方で地域や都市、地方といったサブナショナルなレベルにまでナショナルなシティズンシップを下方に拡大し、他方でシティズンシップを欧州連合のレベルにまで引き上げて構想するという二重の課題に取り組んできた。このような、国籍概念を横断した「多重シティズンシップ（multiple citizenship）」（ヒーター）、あるいは「多層シティズンシップ」（宮島）は、単に「理念」であるというより、もはや社会的・制度的な「現実」であるとも言える（宮島、2004）。

さらに、現代の多くの「市民」は実際に、「ハイブリッド化」や「クレオール化」が進んだグローバル文化の中で生きており、もはやあらかじめ固定されたコミュニティや文化を前提として「シティズンシップ＝市民性」を規定することはできない。個人はもはや単に多次元多層のコミュニティに所属するだけでなく、まさに「多層的な自己」を正在に生きている。アルベルト・メルッチ（Arberto Merucci）が指摘するように、

「今日、アイデンティティは、あらかじめ与えられた固有の諸特徴というよりむしろ、われわれの意識的活動の産物、あるいは自己省察の結果なのである」（Melucci, 1996, p. 31.）

このような、あらゆる他者や差異の存在、社会周辺の「声なき声」、そして自己の多層性や可変性を前提とした「ポスト・ナショナル」なシティ

ズンシップ概念では、あらかじめの「合意」の想定は不適切となり、公と私、それから市民と非市民を分け隔てるコミュニティの境界線は常に相対化されるだろう。そしてこの境界の非決定性は、むしろ積極的に位置づけられる(山崎, 2005)。つまり、それら個々の境界線のざわめき、差異化の過程における闘争そのものが普遍的な意味をもつという、「差異化された普遍主義」、そしてそれにもとづく、よりラディカルなシティズンシップの定義が可能となる¹⁰⁾。そしてそこにおける「コミュニティ」は、単に市場的、あるいは道具的な価値によるものではなく、他者への尊敬や「差異にもとづく連帯」のための徳性をはぐくむ場として再定義されるだろう(Little, 2002=2010)。

こういったアイデンティティやエスニックな文化の多様性を前提とする多重(多層)シティズンシップの概念は、国籍とシティズンシップを同一視してきた日本社会にとって大きな意味をもつ。たとえば、多層化するシティズンシップのこのような世界的潮流を直視すれば、そもそも日本が「単一民族国家」であるなどといったプロパガンダが正当化される余地はなくなるだろう。独自の歴史と文化をもつ沖縄やアイヌ、あるいは「在日」などの存在を挙げるまでもなく、日本もまた、すでに複数のエスニック・マイノリティからなる社会であり、さらにはいわゆる「ニューカマー」や定住外国人の増大によって、マルチ・エスニックな「多民族化社会」へと向かいつつある(渡戸・井沢, 2010)。複合的アイデンティティに生きる日本人は今後もどんどん増えていくだろう。そして、血統主義や「帰化」を未だに「当然の法理」とする日本の「シティズンシップ」概念は、次第に現実にはそぐわないものになっていくだろう。憲法で「国際主義」を謳う日本が、いつまでも例外主義の幻想に囚われ、「シティズンシップ」の国際的かつ構造的な変容を理解できないままだとすれば、国際社会、とりわけアジアにおいて、今後とも真の友人をつくることはできそうにない¹¹⁾。

しかし他方で、このような多様なコミュニティやアイデンティティを重

視する「シティズンシップ」概念は、具体的にどのように「コスモス」の問題と切り結ぶのだろうか。たとえば、「世界市民権（world citizenship）」を構想するユルゲン・ハーバーマス（Jürgen Habermass）は、共和主義的な自由がナショナルな境界を越えて展開する可能性を以下のように強調する。

「共和主義的自由は、そもそも国民意識という子宮の生み出したものであるが、そことつながっている自分のへその緒を断ち切ることができるのである」（Habermass, 1992=1996, p. 187. ）」

しかし、この「へその緒を断ち切った」共和主義が、国民国家を横断してどのように政治的秩序を形成し、いかなる「シティズンシップ＝市民性」を、いかに構成していくのかという問題については、あらかじめ明確な解答を用意することはできない¹²⁾。

この点で、ガンスタレンの議論は参考になる。彼は、「シティズンシップ」概念についての既存の系譜　リベラリズム、コミュニタリアニズム、共和主義　を包摂する「新共和主義的シティズンシップ（neorepublican citizenship）」の立場から、来るべき市民の主要な課題が、まさに「多数性の組織化」であることを以下のように論じた。

「公的コミュニティの使命は、他のコミュニティが自らの活動を発展させ、広げることができるようにするしくみ（structure）を守ることである。共和主義的社会の中心的な使命は、個人のみならずコミュニティの多数性を組織化することにほかならない」（Gunsteren, 1998, p. 24. ）」

加えて彼は、この意味における「シティズンシップ」が展開していくための活力の源が、まさに実際の政治的实践の中にこそ存在している点を強調した。つまり、結論から言えば、「シティズンシップ」のあり方は、個別具体的な「政治」の試行錯誤、そして民主的な「反復」の過程において確定されるほかないと言える（Benhabib, 2006, 田村, 2007）。この非決定の

立場と政治的実践の問題について、筆者はかつて、以下のように論じたことがある。

「……各文化が相互に展開する無限定で多元的な葛藤、生々しい矛盾の現実に眼を向けることは、かならずしも政治秩序についてのペシミズムをもたらずわけではないだろう。このことはまた、市民政治の文脈では、「市民」や「市民社会」の内側にも同様に多様な摩擦や紛争を認め、むしろそのなかに新しい市民政治の萌芽を見ていこうとする試みの可能性を開くかもしれない。無数の社会の障壁をとりはらってしまう『グローバル化』がもたらす政治的な帰結は、もちろんさしあたってはネガティブな様相を呈するかもしれないが、あらかじめその方向性を定められているわけではなく、その社会の『どろどろとした液体性』(丸山眞男)を帯びた状況に、種々の方向へのダイナミックな可能性も潜在している。その際、『市民』とは、個別的な政治状況のなかで新たな規範が生成する過程で現われるアドホックなレバント・コミュニティの主体として位置づけ直されるだろう。その意味では、『市民的アイデンティティ』とは、従来の意味に加えて、その偶然性や転生をも含みいれた重層的・構成的(再帰的)・闘争的アイデンティティとしてとらえ直すことができる」(佐々木, 2003, p. 286.)

デランティと同様、このような立場を「政治的(もしくは民主的)コスモポリタニズム」と名づけるなら、それには二重の役割が与えられている。一方で、グローバルに展開する新たな「共同性」を構想する際に、それがいかなる合理性や理性に貫かれたものであっても、あるいはかえってそうであるがゆえに、先験的に「一世界型共同性」を前提とすることには危険性がともなう。「グローバル・シティズンシップ」を構想する他の多くの論者も、概して世界政府の設立は否定しているが、それは、「グローバル市民社会」(R. フォーク)の普遍性が、上からの一元的な「ガバナンス」の論理に収斂していった場合、ともすれば地球レベルでの新たな差別や排除を生みだしてしまう可能性が高いからである¹³⁾。この意味で、「グローバル市民社会」は、必ずしも地球レベルでのデモクラシーを保証しない。

それゆえ、「グローバル・シティズンシップ」概念の可能性を追求するためには、「コスモポリタンな公共圏」の複雑性と可能性を同時に視野に入れつつ、単なる法的なコスモポリタニズムをこえた、「政治的（民主的）コスモポリタニズム」の視点を導入する必要がある。また他方で、グローバル化の中で極限まで多様化した文化やアイデンティティは、政治的な統合や「自治」の契機をもたない限り、それ自体の存立基盤をも危うくしてしまうという逆説も孕んでいる。したがって、「政治的（民主的）コスモポリタニズム」においては、固有の伝統や多数の個性の中から、むしろ普遍（コスモス）のこことば（原理）を導き出す努力がなされ¹⁴⁾、あるいはまたそれら個別の文化同士が、共通の公共善を実現する方法も模索されることになる。

ただいづれにせよ、ポスト・ナショナルな政治の市民性やその文化的基盤は具体的にはどのようなものなのか、という問題は残ることになる。普遍原理や形式倫理の「感情的な基礎づけ」、コモンセンスと宗教的感情との媒介、そしてグローバルな「責務」をグローバルな「信頼」へと移行させるためには、はたしてどのような政治的实践が求められるのだろうか。この「グローバル・シティズンシップ」をめぐる問題のこのもうひとつの次元は、「シティズンシップ」を市民性の観点から考える以上、避けて通れない課題となる。

4．政治的实践としての「グローバル・シティズンシップ」

「シティズンシップ」を論じる政治理論がこれまで欠落させてきた政治的实践をめぐる問題について、バーナード・クリック（Bernard Crick）は、以下のような厳しいコメントを残している。

「政治やデモクラシーの問題に関するほとんどの学問的な著作は、しばしば控えめに見ても、知識の向上に寄与するため、あるいは個人的な名声や

昇進への期待のためのものであって、公共にその知識を普及させることに
関心をもつものはほとんどなく、あるいは仮にそういった関心があったに
しても、それが実現できたものはほとんどないように思われる」(Crick,
2000, p. 198.)

彼は、「シティズンシップ」の問題を考えることは、すなわち政治的な実
践にかかわる問題にほかならないと指摘するが、実際に彼自身、母国の英
国において「シティズンシップ教育」に関する諮問委員会(通称「クリッ
ク委員会」)の委員長を務め、「シティズンシップ」の理念を社会に普及さ
せる役割を果たした。クリックの「シティズンシップ教育」は、「市民的
(公民的)共和主義」の立場から、市民が能動的に共同社会に参加できる
ための「政治的なりテラシー(political literacy)」を涵養することにあっ
た(平石, 2009)。ここにおいて「シティズンシップ=市民性」とは、受
動性ではなく能動性についての概念であり、市民が共同社会の諸問題への
参加に際して、自分が真理だと思うことを公的に率直に語り、その上で他
者との妥協や取引を通じてまさに「政治」の中で自らの自由を実現する態
度や能力を意味する。したがって、そこで涵養される「政治的なりテラ
シー」とは、従来の公民教育で重視されたような、単に政治社会や諸制度
についての知識の習得ではなく、いわば政治問題や政治的争点そのもの
についての知識の獲得であり、さらにそのような複雑な争点について、多
様な他者への基本的な「尊敬」や「寛容」を前提にしつつも、自律的に思考
する能力を意味している。

同様に、メディアなどの役割に加え、「シティズンシップ教育」を重視
するベンジャミン・バーバー(Benjamin R. Barber)もまた、市民的礼節
(civility)としての市民性として、他者に開かれていること、また想像力
を働かせ、他者を対等の立場で理解し、常に耳を傾け、公共的な声で語る
能力などを重要な要素として挙げている(Barber, 1998=2007)。彼もク
リックと同様に、偏狭性を排し、異質な他者と共存する技量(アート)と

しての市民文化を重視する。それは、

「偏狭性は相容れない『他者』を分離することにより近隣の間人同士の直接的紐帯を強めるが、また、それによって民主主義が求めるより広い紐帯、すなわち特定の分派や仲間内に拘束されない想像力の拡大によってのみ育まれ得る紐帯を破却してしまう」(Barber, 2004=2009, p. 355.)

からである。彼は、市民教育の契機を正規の教育、私的領域における社会活動、参加政治の三つに分けるが、彼の主張する「強靱な民主主義」のためには、特に後の二つが重要である。政治や歴史、市民権についての知識はそれ自体、直接には市民の政治的判断や道徳的判断の能力と関係していない。むしろ、市民が実際に権限と責任を賦与される中で、現実の政治社会に参加するという実践によってのみ、民主主義は真に学ばれるのである¹⁵⁾。

クリックもバーバーも、前提としているのは一国内の民主主義であるが、ここでそれを、グローバルな民主主義にまで敷衍して考えることも可能であろう。「グローバル・シティズンシップ」概念を、このように「市民性」と「社会的実践」の問題として再定義することは、現在きわめて重要な課題となっている（寺島，2009，山田，2010）。しかも、「グローバル・シティズンシップ」概念をめぐる本論のこれまでの議論の流れに即して考えても、一国を前提になされている「シティズンシップ教育」で指摘されている内容に、それほど新たにつけ加えるものがないという事実にも気がつかざるをえない。地球的な問題群に対応するための「グローバルな市民性」は、まずは自らが属するコミュニティを舞台に、他者と対等で開かれた関係をつくりあげる能力と関係しているからである¹⁶⁾。さらにすでに見たように、このような「資質」や「態度」は、市民自らが当事者となる、具体的な「活動」や「実践」の中でこそ涵養されるものである。

したがって、「人類共同体への義務」を担う主体が突然現われるというよりも、基本的な「政治的リテラシー」をもつ市民が、むしろ生活世界の

身近な問題に取り組む中から、必然的に従来の境界線を越えた地球全体の問題へとつながるきっかけを見出してゆく過程にこそ、重要な意味があるといえる。その意味で、ジョン・S・デュライゼク(John S. Dryzek)が論じているように、デモクラシーの基礎を支える「熟議」の政治空間が、「小さな公共(mini-publics)」からグローバルな政治に展開してゆく可能性についても展望しておく必要がある(Dryzek, 2010)。それゆえ、「グローバル・シティズンシップ」論の次の課題は、現実には生起する個々の具体的なできごとの中に、「シティズンシップ」のコスモポリタンな契機や萌芽をひとつひとつ読み取っていく地道な作業であると思われる¹⁷⁾。

結 語 「文明」としての「グローバル・シティズンシップ」

本論では、「グローバル・シティズンシップ」概念の理論的な射程を見定めるべく、まずはその「シティズンシップ=市民権」の側面、すなわちそのリベラルで広範な権利賦与の可能性の検討から出発し、次にそのような制度的・法的枠組みを根底から基礎づける「シティズンシップ=市民性」をめぐる問題の理論的な再検討にまで歩みを進めた。そしてさらに、その「市民性」が作りだされる政治的实践をめぐる問題についても若干の考察を試みた。筆者にとって、「グローバル・シティズンシップ」概念の射程を最大に見積もるとすれば、以上のような展開となる。しかし、ナイジェル・ダワー(Nigel Dower)が詳しい整理を行っているように、「グローバル・シティズンシップ」概念をめぐることは、未解決の争点依然として山積しており、特にこの理念の実現を保障する制度的基盤の不足が主たる批判の焦点となっている(Dower and Williams, 2002, Dower, 2003)。

しかし「グローバル・シティズンシップ」概念が、依然として一定の文化に裏打ちされない、「薄い道徳性」(M. ウォルツァー)の次元にとどまるのだとしても、人権・環境・デモクラシー・平和(安全)などの領域における現実の市民活動や実践の中に、すでにグローバルな共通倫理や「共

通感覚」の萌芽も見るができる。かつてハンナ・アレント（Hannah Arendt）が考えたように、知覚された世界のリアリティや意味を保証するのがこの「共通感覚」だとすれば（川崎，2010），人々が国境を横断して活動する政治空間では，人間同士が越境して連帯するための共通の基盤（「世界」）はすでに存在するといっているのかもしれない。

さらに，「市民（civil）」概念，そして「市民性（civility）」概念は，「市民化＝文明（civilization）」概念と一体不可分の関係にあることも重要な意味をもつ。われわれは，「市民性」の問題を考えることで，実は「市民的＝文明的であるということはどういうことか」を考えていることになる。つまり，「グローバル・シティズンシップ」を考えるということは，単にグローバルな「正義」の問題を考えることにとどまらず，より包括的に，望ましい地球社会や「文明」のあり方を根源から考えることでもある¹⁸⁾。ヘルドが指摘したように，「自律性」が平等に実現されない世界は，「文明的」ではないと言えるかもしれない。また，いつまでも，眼もくらむようなライフ・チャンスの格差が存在し，植民地主義や帝国システムが温存される世界も，おそらく「文明的」ではない。かつては，まさに「文明」の名の下に，世界に「野蛮」が作りだされ，植民地化という初発の暴力が世界に加えられた。しかし，「グローバル・シティズンシップ」が想定する新しい「文明」は，植民地主義とむき出しの暴力を肯定する「野蛮」の存在を認めることができないだろう¹⁹⁾。

「文明」の問題を考えることは，さらには，人間社会と自然環境との関係，そしてこの両者を媒介する科学技術の問題を考えることでもある。ここから，「グローバル・シティズンシップ」概念は，単に現代の人間社会における「コスモポリタン・シティズンシップ」の要素に加え，たとえば未来世代や地球環境への責任を強調する「エコロジカル・シティズンシップ」（A. ドブソン）にまで，その射程を広げることになる（Dobson, 2003）。そして，科学技術に対する市民的な権利や責任をめぐる問題や，開発のあり方そのものを問うことも，この新しいシティズンシップの問題として考

えうるだろう。

ただいづれにせよ、「グローバル・シティズンシップ」概念の具体的な内実は、今後のわれわれの自由な選択と実践によって構成される「政治」の性質次第であることには変わりがない。

- 1) もちろん、たとえばイギリスの政治学者、ポール・ハースト(Paul Hirst)のように、グローバル化がもたらす政治的影響をごく限定的に評価する立場もある(Hirst, 2001=2009)。グローバル化とそれが民主政にもたらす影響の理論的潮流を整理したものととして、(中谷, 2006)を参照のこと。
- 2) マーシャルにとって、市民権の社会的要素とは、「経済的福祉と安全の最小限を請求する権利に始まって、社会的財産を完全に分かち合う権利や、社会の標準的な水準に照らして文明市民としての生活を送る権利に至るまでの、広範囲の諸権利のことを意味している。これと最も密接に結びついている制度は、教育システムと社会的サービスである」(Marshall=Bottomore, 1992=1993, p. 16.)
- 3) ヘルドのハイエク批判を要約すれば、第一に、ハイエクの自由市場モデルが「市場の失敗」の領域を自覚しておらず、第二に、市場の諸関係が民主的プロセスを制約する権力関係であることを無視しており、第三に、かつてチャールズ・E・リンズブロム(Charles E. Lindblom)が指摘したような、資本主義下での政府の非中立性を認識していないということになる。
- 4) ダニロ・ゾロ(Danilo Zolo)もまた、この問題を深刻に受け止め、ヘルドに加えてR. フォーク(Richard Falk)やN. ボッビオ(Norberto Bobbio), R. ダーレンドルフ(Ralf Dahrendorf)らの議論の志向性も、意図せずして、たとえば「人道的介入」の執行や「国際犯罪法廷」の機能をめぐる問題の正当化に利用される危険性を指摘した(Zoro, 1997.)。ゾロにとっては、「グローバル市民社会」や「コスモポリタニズム」は、結果的にはグローバル化とほとんど同義である。またこの文脈で、「コスモポリタン・シティズンシップ」可能性を全面的に主張するアンドリュウ・リンクレーター(Andrew Linklater)と、これを真っ向から批判したデヴィッド・ミラー(David Miller)の論争は興味深い(Hutchings and Dannreuther, 1999)。
- 5) ジョルジョ・アガンベン(Giorgio Agamben)は、世界にむき出しの生(人間存在)として投げ出された亡命者/難民が、「人権」概念で保護されることについての暴力性を批判する。また、ウェンディ・ブラウン(Wendy Brown)の以下の指摘はきわめて重要である。「政治的实践としての寛容はつねに支配者によって付与され、それが無力の人々に保護や編入を申し出るときでさえ、つねに何らかの支配を表している」(p. 242.)。またさらに、ラジカル・デモクラシーの立場、特に従来公-私を区分を相対化し、あらゆる個人の排除をも克服しようとする「フェミニズム・シティズンシップ」の立場では、そもそもあらかじめ「正義」を設定すること自体が、新たな排除の境界線を生み出してしまうことになる(Young, 2002, 岡野, 2003)。
- 6) したがって、多々誤解されるが、ヘルドは「グローバル市民社会(global civil

「グローバル・シティズンシップ」の射程（佐々木）

society）」という概念をほとんど使用していない。また、ヘルドの制度構想に対する批判の中で、その本来の目的や意義を顧みることなく、従来の国民国家による民主的正統化の機能に固執するだけの批判も散見できる。この点を的確に指摘したものとして、(稲田, 2006)を参照のこと。

- 7) 「コミュニティ」概念の現代的な意義としては、(佐々木, 2007)を参照のこと。
- 8) サスキア・サッセン (Saskia Sassen) が指摘したように、特にニューヨークやロンドン、東京のような現代の世界都市 (グローバル・シティ) では、都市の内部に複数の移民コミュニティや異文化圏が混在し、もはや国民国家からは自立し、グローバル空間に直結したカオス社会の成立を観察することができる (Sassen, 2001=2008)。
- 9) マーストリヒト条約第 8 条 B の冒頭には、「出身国以外の一構成国に滞在する連合の市民は、その滞在国の市町村選挙の選挙権、被選挙権を、その国の国民と同じ条件で有する」と謳われている。
- 10) この場合、シティズンシップのいわゆる「闘技」モデルと「熟議」モデルは必ずしも矛盾しない。
- 11) さらに、このラジカルな「シティズンシップ」の立場に立てば、日本でも見られるような、時にネオ・リベラリズムやナショナルリズムを前提とする表面的な「多文化主義」、すなわち「コスメティック・マルチカルチュラリズム」(テッサ・モーリス=スズキ)の問題も明るみになる(テッサ・モーリス, 2002, 崔, 2011)。崔は、「本当に人間らしく生きることを求められているのは、日本人マジョリティの側なのではないだろうか」、「自分たちのところに外国人を入れてあげるというパターナリズムでは、マジョリティである日本人自身が『生き延びることが困難になる』と問いかけ、生活者による住民自治の観点から、行政が主導する『多文化共生』が、しばしば増加する外国籍住民の『統合』や『統治』を目的としたものであったことを批判する。
- 12) ヘルドと同様、ハーバースのグローバルな討議モデルは、必ずしも市民的な徳性を体系的に基礎づけることをしていない。このシティズンシップ論の道徳的基礎づけに関する研究としては、(牧野, 2007)を参照のこと。
- 13) これに関連し、ダニエル・アーキブージ (Daniele Archibugi) は、コスモポリタン民主政の立場からより決めの細かい制度論を展開している (Archibugi, 2008=2010)。たとえば、「人道的介入」の問題について、「今や、あらゆる介入が『コスモポリタン』であるとされる。だが、これは中途半端なコスモポリタニズムに過ぎない。……正しいコスモポリタニズムの精神とは、このようなものではなくて、介入の責任を受け止めるだけでなく、その目的を実現するための正当な諸制度を媒介とすべきものであるとする」(p. 211)と述べ、人道目的の軍事介入の厳格な手続についての種々の具体的な制度の提案を行っている。
- 14) それゆえ、「市民的 (公民的) コスモポリタニズム」の立場において、「ネイション」や「郷土愛」は必ずしも否定の対象ではなく、場合によっては「コスモポリタン・シティズンシップ」の重要な資源となりうると考えられる。「ネイション」は、「市民たちの共通の共同性」として市民性を支え、さらに分断され、虐げられた民衆にとっては自尊心の源泉になるだけでなく、他者や他のコミュニティへの想像力の基礎を涵養する可能性もある。ここから、ナショナルリズムや郷土愛の「転換」や「善用」という重要なテーマも生まれる

- が、それを論じるには別稿を要する。さしあたり、(Walzer, 1995=2001)を参照のこと。
- 15) このような、クリックやバーバーの「シティズンシップ教育」概念は、特に日本の教育改革論議に見られるような、もっぱら市民の共同体への奉仕や道徳的責任のみを強調するものとはきわめて対照的である(小玉, 2003)。また、バーバーは、このような市民教育に加え、「芸術が民主主義を必要とする以上に、民主主義はおそらく芸術を必要とする」(Barber, 1998=2007, p. 152.)と述べ、芸術活動がデモクラシーの強化に果たす役割をくり返し強調している。
 - 16) 寺島は、「市民として身につけるべき資質」として、1. 他者感覚, 2. 開かれた態度, 3. 正義感覚, 4. 対等な関係性, 5. 非暴力の態度と規範という5つを挙げている(寺島, 2009.)。この中で、特に非暴力の要素の指摘は、きわめて重要である。
 - 17) このいわばアートとしての「グローバル・シティズンシップ」の問題について、対人地雷全廃条約運動(オタワ・プロセス)の経験を素材に、若干の考察を加えたものとして、(佐々木, 2000)を参照のこと。対人地雷問題の性質やその被害の可視化、そしてそれがもたらした国境を越えたアソシエーションの形成過程の特性、交渉過程で国際NGOが選択した批判性と協働性のバランス、市民メディアや国際世論の果たした役割、かかわった当事者たちの資質やアイデンティティのあり方など、依然として多くの点において、この歴史的事件に対する興味はつきない。このできごとを、レジーム論の枠組みから詳細に検討したものとしては、(足立, 2004)を参照のこと。また、グローバルな市民運動の現代的な位相については、(Cohen, 2000)が優れている。
 - 18) エティエンヌ・バリバル(Etienne Balibar)は、この意味で、シティズンシップの議論が、やがては「国家の文明化(civilisation)」を求めるようになる」と述べている(Balibar, 1998=2000)。
 - 19) だが、たとえば、「文明」の敵、「テロリスト」についてはどうだろうか。あるいは「文明の衝突」(S. ハンチントン)をひきおこすイスラム文化圏はどうだろうか。しかしいずれにせよ、本論ですで見たとように、われわれはもはや、単一の境界線で自らの「文明」を囲い込むことはできなくなっている。

参考文献リスト

- Archibugi, Daniele, 2008, *The Global Commonwealth of Citizens*, Princeton University Press. (中谷義和他訳 2010 『グローバル化時代の市民像』法律文化社)
- Agamben, Giorgio, 1996, "Beyond Human Rights" in *Radical Thought in Italy*, Regents of the University of Minnesota. (岡田温司訳 1999 「人権の彼岸」『現代思想』Vol. 27-5 48-53頁)
- Arendt, Hannah, 1963, *On Revolution*, (志水速雄訳 1995 『革命について』ちくま学芸文庫)
- Balibar, Étienne, 1998, *Droi de cité: culture et politique en démocratie*, Éditions

- de l'Aube. (松葉祥一訳 2000 『市民権の哲学 民主主義における文化と政治』青土社)
- Bauman, Zygmunt and Benedetto Vecchi, 2004, *Identity*, Polity Press. (伊藤茂訳 2007 『アイデンティティ』日本経済評論社)
- Barber, Benjamin, R., 1995, *Jihad vs. McWorld: How Globalism and Tribalism are Reshaping the World*, Ballantine Books. (鈴木主税訳 1997 『ジハード vs. マックワールド 市民社会の夢は終わったのか』三田出版会)
- 1998, *A Place for Us: How to Make Society Civil and Democracy Strong*, Hill and Wang. (山口晃訳 2007 『私たちが の場所 消費社会から市民社会をとりもどす』慶應義塾大学出版会)
- 2004, *Strong Democracy: Participatory Politics for a New Age*, University of California Press. (竹井隆人訳 2009 『ストロング・デモクラシー 新時代のための参加政治』日本経済評論社)
- Beck, Ulrich, 2008, *Cosmopolitan Vision*, Polity Press.
- Benhabib, Seyla, 2006, *Another Cosmopolitanism*, Oxford University Press.
- Brown, Wendy, 2006, *Tolerance in the Age of Identity and Empire*, Princeton University Press. (向山恭一訳 2010 『寛容の帝国 現代リベラリズム批判』法政大学出版局)
- Carter, April, 2001, *The Political Theory of Global Citizenship*, Routledge.
- Cohen, Robin, 2000, *Global Social Movements*, The Athlone Press.
- Crick, Bernard, 2000, *Essays on Citizenship*, Continuum.
- Delanty, Gerard, 2000, *Citizenship in a Global Age: Society, Culture, Politics*, Open University Press. (佐藤康行訳 2004 『グローバル時代のシティズンシップ 新しい社会理論の地平』日本経済評論社)
- 2003, *Community*, Routledge. (山之内靖・伊藤 茂訳 2006 『コミュニティ グローバル化と社会理論の変容』NTT 出版)
- Dobson, Andrew, 2003, *Citizenship and the Environment*, Oxford University Press. (福土正博・桑田 学訳 2006 『シティズンシップと環境』日本経済評論社)
- Dower, Nigel, and Williams, John eds., 2002, *Global Citizenship: A Critical Introduction*, Routledge.
- Dower, Nigel, 2003, *An Introduction to Global Citizenship*, Edinburgh.
- Dryzek, John, S., 2011, *Foundations and Frontiers of Deliberative Governance*,

- Oxford University Press.
- Faulks, Keith, 2000, *Citizenship*, Routledge.
- Gunsteren, Herman R. van, 1998, *A Theory of Citizenship: Organizing Plurality in Contemporary Democracies*, Westview Press.
- Habermass, J., 1992, "Citizenship and National Identity: Some Reflections on the Future of Europe", *Praxis International*, Vol. 12, No. 1, pp. 1-19. (住野由紀子訳 1996年 「シティズンシップと国民的アイデンティティ ヨーロッパの将来について考える」『思想』第9号 岩波書店)
- Hayek, Friedrich A., 1976, *The Road to Serfdom*, Routledge. (西山千明訳 1992 『隷属への道』春秋社)
- Heater, Derek, 1996, *World Citizenship and Government: Cosmopolitan Ideas in the History of Western Political Thought*, Macmillan.
- 1999, *What is Citizenship?*, Polity Press. (田中俊郎・関根政美訳 2002 『市民権とは何か』岩波書店)
- Held, David, 1995, *Democracy and the Global Order: From the Modern State to Cosmopolitan Governance*, Polity Press. (佐々木 寛・遠藤誠治・小林 誠・土井美德・山田竜作訳 2002 『デモクラシーと世界秩序 地球市民の政治学』NTT 出版)
- 2004, *Global Covenant: The Social Democratic Alternative to the Washington Consensus*, Polity Press. (中谷義和・柳原克行訳 2005 『グローバル社会民主制の展望 経済・政治・法のフロンティア』日本経済評論社)
- 2010, *Cosmopolitanism: Ideas and Realities*, Polity Press.
- Hiest, Paul, 2001, *War and Power in the 21st. Century: The State, Military Conflict and International System*, Polity Press. (佐々木 寛訳 2009 『戦争と権力 国家, 軍事紛争と国際システム』岩波書店)
- Hutchings, Kimberly and Dannreuther, Roland eds., 1999, *Cosmopolitan Citizenship*, Macmillan.
- Kaldor, Mary, 2003, *Global Civil Society: An Answer to War*, Polity Press. (山本武彦・宮脇 昇・木村真紀・大西崇介訳 2007 『グローバル市民社会論 戦争へのひとつの回答』法政大学出版局)
- Kimlicka, Will, 1995, *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights*, Oxford University Press. (角田猛之・石山文彦・山崎康仕監訳)

「グローバル・シティズンシップ」の射程（佐々木）

- 1998 『多文化時代の市民権 マイノリティの権利と自由主義』晃洋書房）
Lasch, Christopher, 1995, *The Revolt of the Elites and the Betrayal of Democracy*, Norton. (森下伸也訳 1997 『エリートの反逆 現代民主主義の病い』新曜社)
- Little, Adrian, 2002, *The Politics of Community: Theory & Practice*, Edinburgh University Press. (福士正博訳 2010 『コミュニティの政治学』日本経済評論社)
- Marshall, Thomas H. and Bottomore, Tom, 1992, *Citizenship and Social Class*, Pluto Press. (岩崎信彦・中村健吾訳 1993 『シティズンシップと社会的階級 近現代を総括するマニフェスト』法律文化社)
- Melucci, Albert, 1996, *Playing Self: Person and Meaning in the Planetary Society*, Cambridge University Press.
- Miller, David, 2000, *Citizenship and National Identity*, Polity Press.
- Mouffe, Chantal, 2000, *The Democratic Paradox*, Verso. (葛西弘隆訳 2006 『民主主義の逆説』以文社)
- Nozick, Robert, 1974, *Anarchy, State, Utopia*, Blackwell. (島津 格訳 1992 『アナキー・国家・ユートピア 国家の正当性とその限界』木鐸社)
- Sassen, Saskia, 2001, *The Global City: New York, London, Tokyo*, Princeton University Press. (伊豫谷登士翁・大井由紀・高橋華生子訳 2008 『グローバル・シティ ニューヨーク・ロンドン・東京から世界を読む』筑摩書房)
- Shapiro, Ian, 2003, *The State of Democratic Theory*, Princeton University Press. (中道寿一訳 2010 『民主主義理論の現在』慶應義塾大学出版会)
- Walzer, Michael, edit., 1995, *Toward a Global Civil Society*, Berghahn Books. (石田 淳・越智敏夫・向山恭一・佐々木 寛・高橋康浩訳 2001 『グローバルな市民社会に向かって』日本経済評論社)
- Young, Iris M., 2002, *Inclusion and Democracy*, Oxford University Press.
- Zoro, Danilo, 1997, *Cosmopolis: Prospects for World Government*, Polity Press.
- 足立研幾 2004 『オタワプロセス 対人地雷禁止レジームの形成』有信堂
稲田恭明 2006 「コスモポリタン・シティズンシップの射程と限界」(日本法哲学会編 『法哲学年報』有斐閣 198-207頁)
- 岡野八代 2003 『シティズンシップの政治学 国民・国家主義批判』白澤社
亀山俊朗 2009 「シティズンシップをめぐる政治」(『大阪大学大学院人間科学

- 研究科紀要』35 173-192頁)
- 川崎 修 2010 『世界』と人間(川崎修『ハンナ・アレントの政治理論
アレント論集』岩波書店 92-117頁)
- 小玉重夫 2003 『シティズンシップの教育思想』白澤社
- 佐々木寛 1998 『グローバル・デモクラシー』論の構成とその課題 D. ヘル
ルドの理論をめぐって(『立教法学』第48号 142-182頁)
- 2000 『地球社会』と民主主義原理 『オタワ・プロセス』を考
える(『立教法学』第55号 378-394頁)
- 2003 「世界政治と市民 現代コスモポリタニズムの位相」(高畠
通敏編『現代市民政治論』世織書房 271-294頁)
- 2007 『平和』と『コミュニティ』 グローバル化時代の暴力を
越えて(宮島 喬・五十嵐暁郎編『平和とコミュニティ 平和研究のフロ
ンティア』明石書店 26-55頁)
- 田村哲樹 2007 「シティズンシップ論の現在 互恵性概念を中心に」(『岩波
講座 憲法3 ネーションと市民』岩波書店 137-164頁)
- 崔 勝久 2011 「人権の実現について 『在日』の立場から」(斉藤純一編
『講座 人権論の再定位 第4巻 人権の実現』法律文化社 83-105頁)
- テッサ・モーリス＝スズキ 2002 「現代日本における移民と市民権 『コス
メテック・マルチカルチュラルイズム』を克服するために」(『批判的想像力の
ために グローバル化時代の日本』平凡社 142-166頁)
- 寺島俊穂 2009 「市民活動とシティズンシップ」(『関西大学法学論集』58(6)
1015-1066頁)
- 中谷義和 2006 「グローバル化と民主政の理論的諸潮流」(『聖学院大学総合研
究所紀要』No. 35. 15-37頁)
- 平石 耕 2009 「現代英国における『能動的シティズンシップ』の理念 D.
G. グリーンと B. クリックを中心として」(『政治空間の変容』政治思想研究
第9号 294-325頁)
- 牧野正義 2007 「ハーバースのシティズンシップ論 市民的徳性論を中心
に」(『法学政治学論究』第73号 43-75頁)
- 宮島 喬 2004 『ヨーロッパ市民の誕生』岩波書店
- 山崎 望 2005 「再配置されるシティズンシップ 政治共同体の変容」(『思
想』No. 974. 岩波書店 81-102頁)
- 山田竜作 2010 「グローバル・シティズンシップの可能性 地球時代の『市

「グローバル・シティズンシップ」の射程（佐々木）

民性』をめぐって」（藤原 孝・山田竜作編『シティズンシップ論の射程』日本経済評論社 247-293頁）

渡戸一郎・井沢泰樹編著 2010 『多民族化社会・日本 多文化共生 の社会的リアリティを問い直す』明石書店

追 記：

本拙論は、心より敬愛する徐勝先生に贈られる。いうまでもなく先生は、民族の解放、人権やデモクラシーの実現といった人類の普遍的価値のために人生をかけて活動を続けてこられた。かつて、故藤田省三氏は先生を称して、「東アジアのネルソン・マンデラ」と呼んだ（徐君兄弟を救う会編『徐勝出獄メッセージ 民衆が真の勝利者』影書房 1990年を参照）。しかし、これに加え、先生の投獄をめぐって国境を越えた支援運動が展開した意味、そして何より、世界の植民地主義そのものの克服を射程に入れる現在の先生の巨大な思想を鑑みると、先生の足跡は、まさに21世紀のきたるべき「グローバル（コスモポリタン）・シティズンシップ」を考える際に、重要な参照点のひとつとなるだろう。